

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第6章、第13章～第14章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	居宅療養管理指導（第6章）			条文	福祉用具貸与（第13章）		条文	特定福祉用具販売（第14章）	
申請者		介護保険法施行規則126の4の2	法人			介護保険法施行規則126の4の2	法人		介護保険法施行規則126の4の2	法人	
		介護保険法71	病院・診療所(保険医療機関はみなし指定) ※条例委任されていない								
		介護保険法71	薬局(保険薬局はみなし指定) ※条例委任されていない								
基本方針		84	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。			193	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(特定福祉用具)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具(特定福祉用具)を貸与(販売)することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。		207	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。	
			訪問看護ステーション	病院・診療所	薬局						
人員基準	従事者の員数	医師、 歯科医師	85	—	置かなければならない	—	—	—	—	—	—
		看護職員	85	置かなければならない	適当数	—	—	—	—	—	—
		その他	85	—	(歯科衛生士、薬剤師、 管理栄養士) 適当数	薬剤師を置かなければ ならない	194	福祉用具専門相談員を常勤換算で2以上	208	同左	同左
	管理者	—	—	—	—	195	常勤専従 (ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)	209	同左	同左	
設備基準	設備備品	必要な広さの 専用区画	86	必要な広さの専用区画を設けなければならない			196	必要な広さの専用区画を設けなければならない	210	必要な広さの専用区画を設けなければならない	
		必要な 設備・備品	86	備えなければならない			196	備えなければならない (ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、それらに必要な設備又は器材を有しないことができる) 【設備・器材の基準】 ①清潔であること ②既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 ③適切な消毒効果を有するものであること。	210	備えなければならない	

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第6章、第13章～第14章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

	条文	居宅療養管理指導（第6章）	条文	福祉用具貸与（第13章）	条文	特定福祉用具販売（第14章）	
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	91 (8準用)	①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等利用者のサービス選択に係る重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②利用者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て、文書でなくCD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい。	205 (8準用)	同左	216 (8準用)	同左
	提供拒否の禁止	91 (9準用)	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	205 (9準用)	同左	216 (9準用)	同左
	サービス提供困難時の対応	91 (10準用)	事業の実施地域などの関係で適切な提供が困難な場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡し、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じなければならない。	205 (10準用)	同左	216 (10準用)	同左
	利用者の受給資格等の確認	91 (11準用)	①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。	205 (11準用)	同左	216 (11準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	91 (12準用)	①要介護認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。	205 (12準用)	同左	216 (12準用)	同左
	心身の状況の把握	91 (13準用)	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。	205 (13準用)	同左	216 (13準用)	同左
	居宅介護支援事業者等との連携	91 (64準用)	①居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ②サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	205 (14準用)	①居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ②事業者は、サービスの提供の終了に際しては、適切な指導を行うとともに、事業者に対する情報の提供及びサービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	216 (14準用)	同左
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	—	—	205 (15準用)	法定代理受領サービス（※注：利用料の9割は介護保険から事業者が代理で受領し、利用者は1割分を支払うことで介護を受けられるという意味）の要件を満たしていない場合、法定代理受領サービスとしてサービス提供を受けることができる旨を、利用申込者又はその家族に対し手続等を説明し、必要な援助を行う。	—	—
	居宅サービス計画に沿った提供	91 (16準用)	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービス提供をしなければならない。	205 (16準用)	同左	205 (16準用)	同左
	居宅サービス計画等の変更の援助	—	—	205 (17準用)	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等の必要な援助を行う。	205 (17準用)	同左
身分を証する書類の携行	91 (18準用)	従業者は身分を証する書類を携行し、初回訪問時と利用者・家族から求められたときは提示しなければならない。	205 (18準用)	同左	205 (18準用)	同左	
サービス提供の記録	91 (19準用)	①サービスの提供及び内容、利用者に代わって支払いを受けるサービス費（法定代理受領）等を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ②利用者から申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	205 (19準用)	同左	211	サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第6章、第13章～第14章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

	条文	居宅療養管理指導（第6章）	条文	福祉用具貸与（第13章）	条文	特定福祉用具販売（第14章）	
運営基準		87	<p>①法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び居宅介護サービス費用基準額と、療養の給付のうちサービスに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>③サービスの提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>④あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	197	<p>①法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>③その他、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。</p> <p>一 通常の事業の実施地域以外の地域でサービスを行う場合の交通費</p> <p>二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>④あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>⑤あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該サービスに係る福祉用具を回収すること等により、当該サービスの提供を中止することができる。</p>	212	<p>①サービスを提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。</p> <p>②その他、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。</p> <p>一 通常の事業の実施地域以外の地域でサービスを行う場合の交通費</p> <p>二 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>③あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
		91 (21準用)	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	205 (21準用)	同左	213	サービスに係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。
		88	<p>①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。</p> <p>②事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	198	<p>①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>②事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。</p> <p>③事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	216 (198準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第6章、第13章～第14章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

	条文	居宅療養管理指導（第6章）	条文	福祉用具貸与（第13章）	条文	特定福祉用具販売（第14章）
運営基準	89	<p>①【医師又は歯科医師が行う場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。 二 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。 三 利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。 四 療養上適切なサービスが提供されるために必要があると認める場合又は事業者から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。 五 事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。 六 サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。 七 それぞれの利用者について、提供したサービスの内容について、速やかに診療録に記録する。 <p>②【薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が行う場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。 四 それぞれの利用者について、提供したサービスの内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。 <p>③【看護職員が行う場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。 三 それぞれの利用者について、提供したサービスの内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は事業者等に報告すること。 	199	<ul style="list-style-type: none"> 一 福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。 二 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。 三 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。 四 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。 五 居宅サービス計画に当該サービスが位置づけられる場合には、当該計画にサービスが必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。 	214	<ul style="list-style-type: none"> 一 特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。 二 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。 三 利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。 四 居宅サービス計画に当該サービスが位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第6章、第13章～第14章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

	条文	居宅療養管理指導（第6章）	条文	福祉用具貸与（第13章）	条文	特定福祉用具販売（第14章）	
運営基準	介護計画の作成	—	199の2	①利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画(以下「計画」)を作成しなければならない。この場合において、サービスの利用があるときは、計画と一体のものとして作成されなければならない。 ②既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 ③福祉用具専門相談員は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ④福祉用具専門相談員は、当該計画を利用者に交付しなければならない。 ⑤福祉用具専門相談員は、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。 ⑥①から④までの規定は、福祉用具貸与計画の変更について準用する。	214の2	①利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。 ②計画は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ③福祉用具専門相談員は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ④福祉用具専門相談員は、当該計画を利用者に交付しなければならない。	
	利用者に関する市町村への通知	91 (26準用)	次の①②に該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 ①利用者が正当な理由なく指示に従わず、要介護度状態の程度を悪化させたとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。	205 (26準用)	同左	216 (26準用)	同左
	管理者等の責務	91 (52準用)	①事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②従業員に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	205 (52準用)	同左	205 (52準用)	同左
	運営規程	90	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業員の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 サービスの種類及び利用料その他の費用の額 五 その他運営に関する重要事項 を定めておかななければならない。	200	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業員の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 サービスの提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 その他運営に関する重要事項 を定めておかななければならない。	216 (200準用)	同左
	勤務体制の確保等	91 (30準用)	①適切なサービスを提供できるよう従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。 ②事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。 ③従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	205 (101準用)	①事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。 ②事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	216 (101準用)	同左
	適切な研修の機会の確保	—	—	201	福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。	216 (201準用)	同左
	福祉用具の取扱種目	—	—	202	利用者の心身の状態の多様性、変化等に対応することができるよる、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。	216 (202準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第6章、第13章～第14章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

	条文	居宅療養管理指導（第6章）	条文	福祉用具貸与（第13章）	条文	特定福祉用具販売（第14章）	
運営基準	衛生管理等	91 (31準用) ①従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	203	①従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ②回収した福祉用具を、適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 ③福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。 ④福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 ⑤事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	216 (31準用)	居宅療養管理指導に同じ	
	掲示	91 (32準用) 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	204	①事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ②利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱い福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	216 (204準用)	同左	
	秘密保持等	91 (33準用) ①従業者は正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	205 (33準用)	同左	216 (33準用)	同左	
	広告	—	—	205 (34準用)	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	216 (34準用)	同左
	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	91 (35準用)	事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	205 (35準用)	同左	216 (35準用)	同左
	苦情処理	91 (36準用)	①利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	205 (36準用)	同左	216 (36準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第6章、第13章～第14章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

	条文	居宅療養管理指導（第6章）	条文	福祉用具貸与（第13章）	条文	特定福祉用具販売（第14章）	
運営基準	地域との連携	91 (36の2準用)	提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	205 (36の2準用)	同左	216 (36の2準用)	同左
	事故発生時の対応	91 (37準用)	①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ③サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	205 (37準用)	同左	216 (37準用)	同左
	会計の区分	91 (38準用)	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。	205 (38準用)	同左	216 (38準用)	同左
	記録の整備	90の2	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 提供した具体的なサービスの内容等の記録 二 市町村への通知に係る記録 三 苦情の内容等の記録 四 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	204の2	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 福祉用具貸与計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 結果等の記録 四 市町村への通知に係る記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	215	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 特定福祉用具販売計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 市町村への通知に係る記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録